

○国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議規程

(平成18年3月15日規程第16号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則(平成16年規則第3号)第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の専門委員会として、国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議(以下「企画運営会議」という。)を置く。

(目的)

第2条 企画運営会議は、学校教育学部(以下「学部」という。)及び学校教育研究科(以下「大学院」という。)の教育課程の編成等に関して、改善・充実を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 企画運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成等に関する事項
- (2) その他教育課程に関し必要な事項

(組織)

第4条 企画運営会議は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教務委員会委員長
- (3) 教育実習委員会委員長
- (4) ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- (5) 学校教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)6人。ただし、6人のうち2人は、教授をもって充てる。
- (6) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人。ただし、11人のうち3人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系教育実践コース、自然系教育実践コース及び芸術系教育実践コース各2人
 - イ 社会系教育実践コース1人
 - ウ 生活・健康系教育実践コース4人
- (7) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (8) 学校教育実践研究センター長
- (9) 国際交流推進センター長
- (10) 教育支援課長
- (11) 教育支援課学校実習推進室長
- (12) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第5号から第7号まで及び第12号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第12号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(議長等)

第6条 企画運営会議に議長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 企画運営会議に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。

(会議の招集等)

第7条 議長は、企画運営会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 企画運営会議は、委員(出張を命じられた者を除く。)の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を企画運営会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 企画運営会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、企画運営会議が別に定める。

(事務の処理)

第11条 企画運営会議に関する事務は、教育支援課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、企画運営会議の運営に関し必要な事項は、企画運営会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年3月15日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成19年規程第13号(平成19年3月22日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第24号(平成21年9月9日))

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規程による改正前の上越教育大学教員養成カリキュラム委員会委員は、平成21年9月30日をもって、学長の指名及び委嘱を解除するものとする。

附 則(平成21年規程第28号(平成21年12月9日))

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程により選出された第4条第4号の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成22年規程第3号（平成22年1月13日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第13号（平成27年3月24日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第2号（平成29年2月8日））

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議委員は、平成29年3月31日をもって、学長の指名及び委嘱を解除するものとする。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。